

## 公益社団法人白河青年会議所 運営規則

### (目的)

第1条 本規則は公益社団法人白河青年会議所定款に基づき本会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営などに関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 本会は企画室、財政室、人間力開発委員会、地域力発信委員会、会員力向上委員会、総務委員会の2室4委員会を置く。

2 その他、理事会の議決を得て特別委員会を置くことができる。

### (室、委員会の職務)

第3条 企画室は定款第5条に基づいた事業の企画運営及び企画室会議並びに企画室スタッフ会議の運営を行う。

2 財政室は定款第5条に基づいた事業の企画運営及び財政審査会議の運営並びに本会の財務管理を行う。

3 人間力開発委員会委員会は児童又は青少年の健全な育成に関する事業の企画運営を行う。

4 地域力発信委員会は地域社会の健全な発展に関する事業の企画運営を行う。

5 会員力向上委員会は教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業の企画運営を行う。

6 総務委員会は専務を補佐し、本会の運営並びにJ C会館の管理運営、ホームページの管理運営、理事会の設営、財務の調整を行う。

### (室長、委員長、副室長、副委員長の職務に関する事項)

第4条 企画室長は企画室を代表し、その活動を統括する。

2 財政室長は財政室を代表し、その活動を統括する。

3 委員長は委員会を代表し、その活動を統括する。

4 副室長、副委員長は、室長、委員長を補佐し、室長、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

### (例会に関する事項)

第5条 例会は原則として2月、3月、4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月の18日に開催する。

2 理事会が必要と認めたときには、随時例会を開催することができる。

### (各種会議に関する事項)

第6条 本会は理事会、三役会、企画室会議、企画室スタッフ会議、財政審査会議を次の通り行う。

2 理事会は理事、直前理事長、顧問、監事をもって構成し、原則として毎月5日

に開催する。

3 三役会は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事をもって構成し、原則として毎月1日に開催する。

4 企画室会議は理事、直前理事長、顧問、副委員長、企画室員をもって構成し、原則として毎月22日に開催する。

5 企画室スタッフ会議は企画室長、企画室副室長、企画室員をもって構成し、原則として毎月12日に開催する。

6 財政審査会議は財政室長、財政室副室長をもって構成し、原則として毎月12日に開催する。

(派遣役員、委員に関する事項)

第7条 日本青年会議所、東北地区協議会、福島ブロック協議会並びに公の派遣役員及び委員は理事会の承認を得て理事長が指名する。

(室長、副理事長、専務理事の指名に関する事項)

第8条 理事長は直前理事長と協議の上、企画室長(企画室担当副理事長)及び財政室長(財政室担当副理事長)を指名する。

2 理事長は直前理事長と協議の上、人間力担当副理事長、地域力担当副理事長、会員力担当副理事長、総務担当副理事長を指名する。

3 理事長は直前理事長と協議の上、専務理事を指名する。

(委員長、副室長の指名に関する事項)

第9条 理事長は副理事長及び専務理事と協議の上、人間力開発委員会委員長、地域力発信委員長、会員力向上委員会委員長、総務委員会委員長、企画室副室長、財政室副室長を指名する。

(副委員長の指名に関する事項)

第10条 理事長は副理事長、専務理事、委員長と協議の上、副委員長を指名する。

(室員の指名に関する事項)

第11条 理事長は室長と協議の上、室員を指名する。

(委員の指名に関する事項)

第12条 委員長は副理事長、副委員長と協議の上、委員を指名する。

(本規則の改正等)

第13条 本規則の制定、改正、廃止は理事会の議決による。

付則

本規則は平成25年1月の定時総会終結の時から施行する。